

外国人介護人材住居借上支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日付け27地福第319号、27介第210号）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、外国人介護人材の確保を図ることを目的として、外国人介護人材を雇用する介護サービス事業者における外国人介護人材用住居借上の支援を行う外国人介護人材住居借上支援事業の実施について交付要綱に定めのあるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人介護人材用の住居（以下「補助対象住居」という。）を借り上げ、又は所有している者とする。

(外国人介護人材の在留資格)

第3 補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、外国人介護人材の補助対象住居に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金、その他知事が認めるものとする。なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。

(補助基準額)

第5 補助基準額は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 1戸あたり月額から居住者負担額を引いた額の1/2以内（上限額は2万円）
なお、1戸に複数で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額（1円未満端数切捨て）から入居者ごとの居住者負担額を引いた額の1/2以内（上限額は2万円）
- (2) 補助金の交付の限度額は、1事業所につき20万円とする。

(補助金の対象期間)

第6 補助金の対象期間は、外国人介護人材を雇用し、かつ補助対象住居に居住させている間とする。また、事業開始日は、雇用開始と補助対象住居への入居が重なる日とする。

(補助金交付等に関する手続き)

第7 補助金交付等の手続きに関して交付要綱に定めるほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5にあっては、「補助対象外国人介護人材一覧（要領様式第1号）」、「外国人介護人材住居借上支援事業計画書（要領様式第2号）」
- (2) 交付要綱第13にあっては、「外国人介護人材住居借上支援事業実績報告書（要領様式第3号）」

(その他)

第8 本事業の実施に携わる者は、プライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

附 則（令和6年3月27日5介第1485号）

この要領は、令和6年度の補助金から適用する。

この要領は、令和8年度の補助金から適用する。